

東京理科大学内部質保証推進規程第17条に規定する外部評価に係る取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、東京理科大学内部質保証推進規程（以下「規程」という。）第17条及び内部質保証方針（以下「方針」という。）2.（2）⑧に規定する外部評価に係る事項を定める。

(外部評価の対象)

第2条 外部評価は、学外の評価員が学長の諮問に応じ、原則として2年に1回、次に掲げる事項について評価を行う。

- (1) 本学の自己点検・評価に係る事項
- (2) 本学の内部質保証体制に係る事項
- (3) その他規程及び方針に関し学長が必要と認めた事項

(外部評価の体制)

第3条 外部評価は、前条に規定する事項について広く優れた識見を有する者のうちから、学長が委嘱する評価員若干名により行う。

2 評価員は、評価を実施する年度ごとに委嘱する。

(外部評価の方法)

第4条 外部評価は、原則として書面によりこれを行う。

- 2 学長は、評価の実施にあたり自己点検・評価や内部質保証体制等について、事前に評価員に対し説明するものとする。
- 3 学長は、必要と認めるときは、評価員から直接意見を徴する機会を設けることができる。

(結果の尊重と公表)

第5条 学長は、外部評価の結果を尊重するとともに、遅滞なく大学質保証推進委員会に報告の上、公表するものとする。

(事務)

第6条 外部評価に関する事務は、学務部学長事務課大学評価・IR室において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、外部評価の方法に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、2018年12月1日から施行する。